

延岡市旭町地区再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

平成3年9月25日 条例第32号
改正 平成17年6月28日 条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、旭町地区再開発地区計画（平成3年告示第151号。以下「再開発地区計画」という。）の区域内における建築物の敷地及び用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、特に定めのない限り、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、再開発地区計画の区域内の建築物及びその敷地に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 再開発地区計画の区域内においては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号及び第6項各号に掲げる営業を営む施設の用に供する建築物を建築してはならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第5条 再開発地区計画の区域内における建築物の敷地面積は、1,000平方メートル以上でなければならない。ただし、市長が公益上その他必要と認めたときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 第5条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
 - (3) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第2号に規定する違反があった場合においては、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成17年6月28日条例第19号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。